

答申第351号
平成23年9月5日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成22年10月15日付け安整第903号-1による下記の諮問について
別紙のとおり答申します。

記

諮問第442号

平成22年9月14日付けで異議申立人から提起された、平成22年8月19
日付け安整第679号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する
決定について

諮詢第442号

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立ての主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成22年8月19日付け安整第679号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関より開示された鋸南町立勝山小学校の計画変更確認申請図書（以下「変更申請図書」という。）の「構造計算書」10頁〔5. 地震力〕〔へ. 標準せん断力係数〕X方向 $C_o = 0.2$ Y方向 $C_o = 0.2$ は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第88条第3項で各々1.0以上としなければならない。本来1.0以上の係数を0.2とすることは、必要な耐震強度が1/5以下の耐震偽装があることを意味する。鋸南町立勝山小学校は避難場所でもあることから人命にかかる重大な不法行為である。
- (2) 変更申請図書の「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」（以下「証明書」という。）〔別添の構造計算書に係る構造計算の種類〕は施行令第81条第2項第1号イに規定する構造計算（これは施行令第82条各号から第82条の4までに規定する構造計算である。）とあることから、(1)の耐震偽装は明らかである。
- (3) 千葉県では鋸南町立勝山小学校は建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項第1号の特殊建築物であるのを同項第3号であるとし、どちらの場合でも（法第20条第4号ロ、法第20条第2号イのどちらでも）証明書の施行令第81条第2項第1号イに規定する構造計算となり同じ耐震強度でなければならないのに一般建築物だから耐震強度が1/5以下でもかまわないとしている。
- (4) 鋸南町では少子化が進み平成25年度には鋸南中学校を町内小学校と統合できる状態となり、鋸南町立勝山小学校を鋸南町役場本庁舎にするつもりである。当該本庁舎は現在南又は北を震源とする地震では安全でないため、国庫負担金により小学校を建築し、転用するという補助金適化法違反を公然とした。千葉県職員が情を通じ加担したため、特定行政庁の実施

機関も、鋸南町立勝山小学校に耐震偽装を隠ぺいしているとは考えられない。対象の行政文書が不存在とは思えない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書の開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成22年7月30日付けで行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に「鋸南町立勝山小学校の耐震偽装（別添説明資料参照）がわかつたが、特定行政庁が建築基準法の規定に基づきどのような処理（処分を含む）をしたのかがわかる書類」と記載して行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。なお、別添説明資料には、鋸南町立勝山小学校の耐震偽装について等の記載があった。

2 本件決定及び本件対象文書について

- (1) 実施機関は、本件請求について、行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載された内容、開示請求書に添付された別添説明資料及び平成22年7月30日の本件請求時に請求者とやりとりを行った結果から、鋸南町立勝山小学校に関して、法第2条第35号の規定による特定行政庁である実施機関（千葉県事務委任規則（昭和31年7月25日規則第33号）第12条の規定により知事の権限の一部が委任されている安房地域整備センター（現安房土木事務所）所長を含む。以下同じ。）が行う法に基づく処分等のうち、違反建築物に対しての処分等を行ったことが分かる書類（後述するが、法第12条第7項に規定する台帳は除く。）（以下「本件対象文書」という。）を開示請求しているものであることを確認した。

- (2) 法第9条に、特定行政庁が違反建築物に対する除却命令や使用禁止命令等の処分を行うことができる規定があるが、鋸南町立勝山小学校に対して法第9条の規定による措置は適用されておらず、特定行政庁である実施機関が、鋸南町立勝山小学校に対して行った違反建築物を理由とする処分は存在していない。よって、当該処分に係る行政文書も存在していないため、本件請求に係る行政文書を保有していないとして、本件決定を行った。

3 本件決定の理由について

- (1) 法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合、同条第1項又は同条の2第1項の規定により、法第4条の規定による建築主事又は法第77条の18から第77条の21までの規定による国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者（以下「指定確認検査機関」という。）から確認済証の交付を受けなければならず、工事が完了したときは、法第7条第1項又は第7条の2第1項の規定により完了検査申請を行い、建築主事等又は指定確認検査機関から検査済証の交付を受けた

後でなければ、法第7条の6の規定により建築物の使用を禁止されている。

さらに法第9条には、特定行政庁が、法若しくは施行令の規定又は法の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物等である違反建築物に対して除却命令や使用禁止命令等の処分を行うことができる規定がある。

- (2) 鋸南町立勝山小学校においては、建築主事から建築工事を行う前に確認済証の交付を受け、その後の建築計画の変更時には計画変更確認申請を行い計画変更に係る確認済証の交付を受けている。

また、工事完了後には完了検査申請がなされ、完了検査を実施した後、建築主事から検査済証が交付されている。

検査済証は、法第6条第1項の建築基準関係規定に適合していることを証するものである。よって、法第9条の規定による違反建築物に対する措置は適用されていない。

鋸南町立勝山小学校においては、特定行政庁である実施機関が違反建築物に対する処分等を行っていないことから、処分等に係る行政文書も存在していない。また、念のため事務室内を確認したものとの本件請求に係る行政文書は存在していない。

- (3) なお、法に基づき確認済証や検査済証の交付年月日等が記載された法第12条第7項に規定する台帳を特定行政庁である実施機関が整備しなければならないこととなっており、鋸南町立勝山小学校に係る台帳については、安房地域整備センターにおいて、整備している。

この台帳については、請求者に当該台帳が本件請求の対象かどうか確認したところ、対象ではない旨の返答があったことから、当該台帳を本件請求に係る対象文書から除いたところである。

- (4) よって本件対象文書を保有していないことから本件決定を行ったものである。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立て人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求及び本件決定の経緯は、第3の1及び2のとおりである。

2 行政文書の不存在について

実施機関は、本件対象文書を保有していないと説明するので、次のとおり検討する。

(1) 本件請求について

本件請求は、第3の2(1)及び3(3)により、本件対象文書を請求しているものと認められる。また、建築指導課が行った平成22年7月30日の本件請求時のやりとりにおいて、担当課は建築指導課及び安房地域整備セ

ンターであることが確認できたため、本件請求の内容については、主務課である建築指導課がとりまとめて行ったことを確認した。

(2) 建築確認、完了検査及び違反建築物に対する措置について

ア 法第6条第1項又は同条の2第1項の規定により、建築主は、同条同項第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合等においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認申請の申請書を提出して建築主事又は指定確認検査機関の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならぬとされ、当該確認を受けた建築物の計画の変更をして、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合等においても同様とされている。

イ 当該工事が完了したときには、法第7条又は同条の2の規定により、建築主は完了検査の申請をし、建築主事等又は指定確認検査機関から検査済証の交付を受けなければならぬとされている。

ウ 法第9条には違反建築物に対する措置に係る規定があり、特定行政庁は、違反建築物等について、建築主等に対し除却命令や使用禁止命令等の措置をとることを命ぜることができるとされている。

(3) 違反建築物等に係る措置の事務について

ア 法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に違反の疑いがある建築物に対しては、違反建築物等事務処理要綱（昭和59年7月制定）に基づき指導等が行われる。この事務手続きは、違反建築物等事務処理要領（平成6年4月制定。以下「要領」という。）に定められている。

イ 要領第5条の規定により、違反建築物に対しての指導を開始したときは、違反建築物等処理台帳に所定の事項を記載し、併せて違反の概要を違反建築物等処理カードに記載の上、調書を添付して建築指導課長等に報告し、台帳等を整備することとされている。

(4) 違反建築物等に係る文書の不存在について

ア 鋸南町立勝山小学校は確認済証の交付を受け、工事完了後に検査済証が交付されており、法の規定に違反する疑いもないことから当該小学校に対して違反建築物に対する指導等は行っておらず、当該小学校に係る違反建築物等処理台帳等は存在していないという実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

イ また、本件審査の過程において実施機関から聴取したところによると、異議申立人が提起した訴訟における東京高等裁判所の判決等において、異議申立人の主張する耐震偽装については、異議申立人の関連法令の誤解等に基づくものであることがうかがわれるとされたとのことである。

ウ 更に、事務局職員をして実施機関の違反建築物等処理台帳を確認させたところ、当該小学校の記載は確認できなかった。

エ よって、本件請求に係る行政文書は存在しないと認められる。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 22 年 10 月 15 日	諮問書の受理
平成 22 年 11 月 26 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 22 年 12 月 21 日	異議申立人の意見書の受理
平成 23 年 6 月 28 日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成 23 年 7 月 26 日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第 1 部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧上 信光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	
横山 清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成 23 年 7 月 26 日現在)